

ポイント計算（高度専門・技術分野）

※ 年収300万円以上でない場合は、たとえ70点以上を取得しても、高度専門職ビザは許可されません。

学歴	博士号（専門職に係る学位を除く。）取得者	30点
	修士号（専門職に係る博士を含む。）取得者 ※経営管理に関する専門職学位（MBA, MOT）を有している 場合には、別途5点の加点	20～25点
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は 修士号取得者を除く。）	10点
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有してい る者	5点
職歴 (従事する職務内容 のみ)	10年～	20点
	7年～	15点
	5年～	10点
	3年～	5点
年収 (賞与を含む)	1000万円	40点
	900万円	35点
	800万円	30点
	700万円	39歳まで 25点
	600万円	39歳まで 20点
	500万円	34歳まで 15点
	400万円	29歳まで 10点
年齢	～29歳	15点
	～34歳	10点
	～39歳	5点
ボーナス加算①	特許の発明 1件～	15点
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3 件～	15点
	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用され ている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載さ れている論文（申請人が責任著者であるものに限る。） 3本～	15点

	上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合（著名な賞の受賞歴等）、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	15点
ボーナス加算③	職務に関連する日本の国家資格の保有（1つ5点）	10～点
ボーナス加算④	イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている機関における就労 ※就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点	10点
ボーナス加算⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5点
ボーナス加算⑥	職務に関連する外国の資格等	5点
ボーナス加算⑦	日本の高等教育機関において学位を取得	10点
ボーナス加算⑧	日本語能力試験N1取得者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 ※同等以上の試験等でも同様	15点
ボーナス加算⑨	日本語能力試験N2取得者（ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得した者を除く。） ※同等以上の試験等も同様	10点
ボーナス加算⑩	成長分野における先端的事業に従事する者（法務大臣が認める事業に限る。）	10点
ボーナス加算⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10点
ボーナス加算⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者 ※日本の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。	5点